

学術プログラム委員会規程

第1条（任務） 学会の学術活動を活性化し、組織的、かつ継続的に活動を実施するために、学術プログラム委員会（以下、本委員会とする）を設置し、以下の事項に関する任務にあたることとする。

- （1）年次学術大会における、シンポジウム、講演、大会発表賞、プレカンファレンス等の企画、実施に関する事項、
- （2）学会セミナーの企画、実施に関する事項、
- （3）出版物等の企画、編集、発行に関する事項、
- （4）その他、学会の学術的活動に関する事項

第2条（委員） 本委員会は、当該の委員会等から選出された、以下の委員からなる。

- （1）理事長、副理事長（機関誌統括責任者）
- （2）理事 3名（常任理事1名以上を含む）
- （3）感情心理学研究編集委員会委員長、エモーション・スタディーズ編集委員会委員長
- （4）次年度年次学術大会準備委員（委員長を含む） 2名

なお、本委員会の判断により、会員の中から若干名を加えることができる。

第3条（任期） 委員の任期は、当該年度の年次学術大会終了時から、次年度年次学術大会期間終了までの1年度とし、再任は妨げない。なお、本委員会の任期途中で、所属委員会等の任期が満期となる場合も、本委員会の任期終了までは任務を継続するものとする。

第4条（役員） 本委員会に、委員長と副委員長をおく。

委員長は理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名し、委員会の承認を得て決定する。

第5条（理事会への報告） 委員会は、任務の遂行にあたり、企画の決定等の進捗状況を、理事会に報告することとする。

第6条（規程の改廃） 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

付則

1. 本規程は、2014年11月13日から施行する。
2. 本規程の改正は、2017年6月23日から施行する。